

農業資材価格高騰緊急対策事業の御案内

～農業資材の価格高騰に直面する園芸農家の皆様を支援します～

中東情勢の緊迫化等により資材価格高騰の影響を受けている園芸農家の負担軽減を図るため、農業資材の価格高騰額に対して補助します。

1 補助の対象となる資材

園芸品目（野菜、果樹、花き）の生産に必要な資材のうち、令和8年4月から9月までの間に購入したナフサ関連資材

項目	対象資材	※対象期間
農業用ビニル（農ビ）	ハウスフィルム、内張りカーテン 等	R8.5～9
農業用ポリオレフィン（農PO）	ハウスフィルム、内張りカーテン 等	
農業用ポリエチレン（農PE）	マルチフィルム、トンネルフィルム、かん水チューブ、育苗ポット 等	R8.4～9
出荷用包装資材	包装フィルム、トレー、袋、パック、フルーツキャップ、緩衝材、ネット、テープ、シール 等	

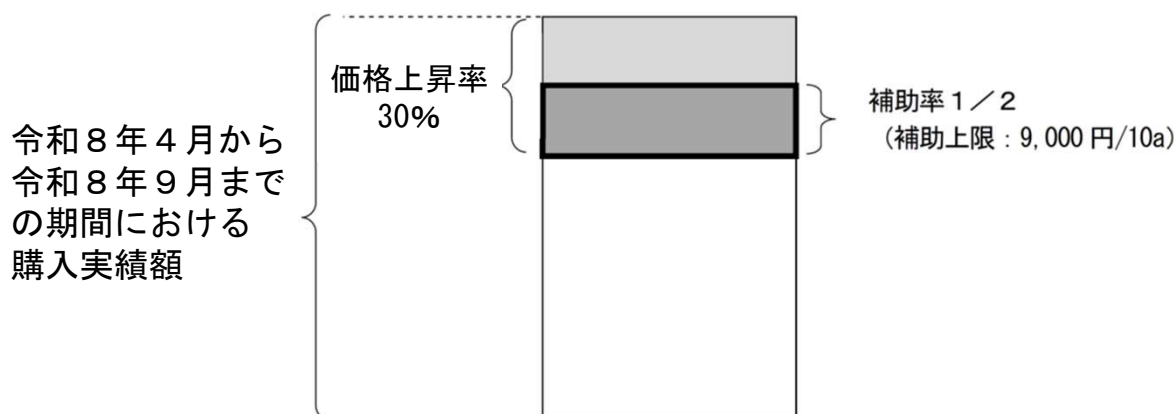
（※）対象期間の考え方

令和8年4月から9月までの期間内に発行された請求書または領収書等で購入実績額を確認できる資材が補助対象となります。

	～R8.3	R8.4又はR8.5～9	R8.10～	補助対象
ケース1	発注・納品	請求又は支払		○
ケース2		発注・納品・請求又は支払		○
ケース3		発注	納品・請求又は支払	×

2 補助の内容

上記資材の購入実績額に価格上昇率30%を乗じた額の1／2を補助します（補助上限：9,000 円/10a）。



3 申請に必要な書類

区分		申請に必要な書類	提出先
1	農協に出荷している園芸農家（JA組合員）	農協がまとめて県へ申請しますので、 JAからのお知らせ をご確認下さい。	農協
2	農協には出荷していない園芸農家(系統外) ①農業法人 ②集落営農組織 ③個人生産者(3戸以上の農業者で組織するグループのみ申請可)	・ 交付申請書（様式第1号） ・ 事業計画書（様式第2号） ・ 収支予算書（様式第3号） ・ 対象資材の購入実績が確認できる書類（請求書や領収書等） ・ 対象面積が確認できる書類 ・ 補助金振込口座の通帳の写し ・ 組織の代表者や構成員が確認できる書類（定款や規約、構成員名簿等の写し） ・ 生産物を販売していることが確認できる書類（出荷伝票等）	県南広域振興局農政部一関農林振興センター（下記問合せ先）

○区分1と2について、重複申請はできません。

○申請書類の詳細は県HPの交付要綱や手引きを御確認ください。

○申請書類に不備がない状態での提出期限が12月28日（月）ですので申請を予定している方は11月末までに下記問合せ先へご相談ください。

4 スケジュール

令和8年12月28日（月）

事業実施主体から県への申請

➤ 申請書類は広域振興局農政担当部又は農林振興センターへ提出してください。

令和9年1月以降

県から事業実施主体への補助金の交付

➤ 事業実施主体へ交付された後、構成員へ支払われます。

5 補助金額の例

事業実施主体の対象面積が15aであり、ハウスフィルム（農業用ビニル）の購入実績額が100,000円だった場合

購入実績額 100,000円	× 価格上昇率 30%	= 補助対象経費 30,000円
補助対象経費 30,000円	× 補助率 1/2	= 補助金額 15,000円
補助上限額 9,000円/10a	× 対象面積 15a	= 補助上限額 13,500円
➤ 補助金額は13,500円になります。		補助金額 13,500円

※対象面積とは販売用として実際に園芸品目を作付けした土地の面積です。
（例：ハウス1棟に複数回作付けした場合でもハウス1棟分の面積です。）

<問合せ先>

県南広域振興局農政部一関農林振興センター

〒021-8503 岩手県一関市竹山町7-5

TEL：0191-34-4695、FAX：0191-26-1875、mail：BE0003@pref.iwate.jp